

令和5・6年度
建設工事競争入札参加資格審査申請要領（随時受付）

小 浜 市

1. 入札参加資格の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、競争入札に参加することができません。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号第3条第1項）に基づく許可を受けていない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると市長が認める者
- (4) 建設工事競争入札参加資格審査申請書およびその添付書類に虚偽の事項を記載した者
- (5) 申請書提出日において税を滞納している者
- (6) 申請書提出期限の属する年の前年に営業の実績がない者
- (7) 建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者
- (8) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 建設業退職金共済制度に加入しているもの
 - イ 中小企業退職金共済制度に加入しているもの
 - ウ 特定退職金共済制度に加入しているもの
 - エ 退職一時金制度を有しているもの
- (9) 次のいずれかに該当する者
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出をしていない者（適用を除外されている者を除く）
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の被保険者の資格の取得の届出をしていない者（適用を除外されている者を除く）
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7号の規程による被保険者となったことの届出をしていない者（適用を除外されている者を除く）

2. 受付締切日および登録日

受付締切日：毎年2・5・8・11月の25日

ただし令和6年11月を最終受付月とする。

（25日が市の休日にあたるときは、市の休日の翌日を締切日とする。）

登録日：受付締切日の属する月の翌月の1日

3. 有効期限

登録の日から令和7年3月31日まで

4. 受付

受付場所：〒917-8585 福井県小浜市役所大手町6番3号

小浜市役所 総務課 契約検査G（3F）☎0770-64-6003

(1) 直接持参の場合

受付時間 9時から12時・13時から17時まで

※火曜日、木曜日は入札執行日のため9時から10時、13時から15時頃まで受付ができない場合があります。

(2) 郵送・宅配便等により提出する場合

受付締切日必着（不備・不足があれば翌月の登録はできません）

5. 提出書類および注意事項

- (1) 小浜市指定様式により申請してください。
- (2) 提出書類はA4判サイズ（原本での提出書類は除く）で1部とします。
- (3) 市内・県内・県外の区分は、契約行為をしようとする支店等（営業所等）の所在地を基準にしてください。
- (4) 記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長してください。
- (5) 添付書類は、申請日より3ヶ月以内に発行のもの。
- (6) 提出書類に虚偽の記載または重要な事項、事実を記載しなかった場合等は資格の登録はできません。また資格登録後その事実が判明した場合は資格の取消しを行うことがあります。
- (7) 地方自治法および関係諸法令ならびに小浜市条例等を確認遵守のうえ提出してください。
- (8) 証明書等の発行に際し、代理人が請求した場合に委任状が必要となる場合がありますので注意してください。

提出書類・添付書類	注意事項
申請書綴方法	1. 申請書類は、下記番号順に長辺の左側に穴を2つ開け、ひも綴じとしてください。
①建設工事競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）	1. 委任の有無にかかわらず申請は本社代表者・実印で作成してください。 2. 許可を受けている建設業と許可年月日・登録を希望する工事の種別を記入してください。 <u>（経営事項審査を受けていない工種は申請できません。）</u> 3. 「とび・土工・コンクリート工事」については「法面処理工事」・「交通安全施設工事」・「とび・土工・コンクリート工事」の3つに区分します。 4. 登録内容の照会先、委任する場合は委任先を記入してください。
②誓約書（様式第2号）	1. 委任の有無にかかわらず本社代表者・実印で作成してください。
③委任状	1. 支店等（営業所等）に契約行為・請求行為等の権限を委任する場合作成してください。 <input type="checkbox"/> 委任者は本社代表者 <input type="checkbox"/> 委任の期限は 令和7年3月31日まで <input type="checkbox"/> 受任者印は、使用印鑑届の使用印と同じ印
④使用印鑑届（様式第3号）	1. 【法人の場合】 <input type="checkbox"/> 申請は本社代表者・実印で作成してください。 <input type="checkbox"/> 使用印欄に入札・契約等に使用する印を押印してください。（委任をする場合は、支店等の代表者印） 2. 【個人の場合】 <input type="checkbox"/> 申請者は住所・氏名を記入し、実印を押印してください。 <input type="checkbox"/> 使用印欄に入札・契約等に使用する印を押印してください。
⑤印鑑証明書	1. <input type="checkbox"/> コピー可とします。（申請日より3ヶ月以内に発行されたものとします。） <input type="checkbox"/> 印影を拡大・縮小したコピーは不可とします。

<p>(法人) ⑥商業登記簿謄本</p>	<p>1. 履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書を提出してください。 2. コピー可とします。(申請日より3ヶ月以内に発行されたものとします。)</p>
<p>(個人) ⑦身元証明書</p>	<p>1. 本籍地市町村で発行したものを提出してください。 2. コピー可とします。(申請日より3ヶ月以内に発行されたものとします。)</p>
<p>⑧許可書等</p>	<p>1. 建設業許可通知書を提出してください。(コピー可) 2. 委任する場合は、登録する支店等の許可または登録業種記載部分(営業所一覧等)を提出してください。(コピー可) 3. 電気工事を申請するものは、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項に基づき電気工事業を開始した旨の届出をしたことを証する書類(届出受理書の写し)を提出してください。</p>
<p>⑨経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書</p>	<p>1. 最新のを提出してください。(コピー可) <u>※経営事項審査を受審していない種別については、許可があっても申請できませんのでご注意ください。</u></p>
<p>⑩建設業退職金共済組合加入証明書</p>	<p>1. 建設業退職金共済組合・中小企業退職金共済組合・特定退職金共済団体等の加入証明書を提出してください。(コピー可) 2. ⑨経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「その他の審査項目(社会性等)」で「建設業退職金共済制度加入の有無」「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」のいずれかが「有」となっている場合は、省略することができます。</p>
<p>⑪社会保険等加入証明書</p>	<p>1. 社会保険等の加入は、⑨経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「その他の審査項目(社会性等)」で「雇用保険加入の有無」・「健康保険加入の有無」・「厚生年金保険加入の有無」の欄で確認するものとし、すべての項目が「有」または「除外」となっていれば社会保険等に加入しているものとなります。 2. ⑨経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で保険加入の欄が「無」とされている場合、保険料領収書等の証明書類により確認します。</p>
<p>⑫工事経歴書 (様式第4号)</p>	<p>1. 様式下欄の要領により登録する業種ごとに作成してください。 2. 独自様式も可とします。 3. 実績がない希望工種については、「実績なし」と記入したものを提出してください。</p>
<p>⑬常勤技術者調べ (様式第5号)</p>	<p>1. 委任無しの場合は本社の技術者を、委任する場合は登録する支店等の技術者を記入してください。 2. 独自様式も可とします。</p>
<p>⑭納税証明書</p>	<p>1. 【法人の場合】 <input type="checkbox"/> 法人にかかる国税(様式その3の3) <input type="checkbox"/> " 都道府県税 <input type="checkbox"/> " 市町村税(東京都特別区は不要) <input type="checkbox"/> 市内に本社、営業所等がある業者で契約の締結の権限を有する代表者が小浜市に住所を有する方は、代表者個人の市税 <u>すべての税について滞納のない旨の証明書を提出してください。</u></p>

	<p>2. 【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 代表者にかかる国税（様式その3の2） □ " 都道府県税 □ " 市町村税 <p><u>すべての税について滞納のない旨の証明書を提出してください。</u></p> <p>3. 委任する場合、本社と委任先両方のすべての税について滞納がないことがわかる証明書を提出してください。</p> <p>4. コピー可とします。（申請日より3ヶ月以内に発行されたものとし ます。）</p> <p>5. 決算時期の関係等で納税証明書が提出できない場合は、法人等の 設立（設置）申告書の写しを提出してください。</p>
--	--

以下についてはひも綴じしないでください

⑮登録帳票	<p>1. 申請書記載の内容と相違のないよう注意してください。</p> <p>2. 支店等で登録する場合2枚目の本社登録の欄に本社住所等を記入 してください。</p>
⑯⑰封筒	<p>1. 持参の場合は1通（⑰審査結果通知用） 郵送の場合は2通（⑯受付・不備等連絡用、⑰審査結果通知用）</p> <p>2. 返信先の郵便番号、住所、氏名を記入し、84円切手を貼付してく ださい。</p>
⑱受付通知表	<p>1. 商号または名称を記入してください。</p> <p>2. 申請書類を提出する前に書類がそろっているかチェックしてくだ さい。（提出者点検欄）</p>

6. 提出方法

（1）提出書類を持参

- ①申請者または提出書類の内容を説明できる方が持参してください。提出書類を確
認後、受付通知表をお渡しします。
- ②郵送・宅配便等により提出する場合
封筒に「資格審査申請書(建設工事)」と朱書きの上、書留郵便等配達記録が残
るものとしてください。
なお、提出書類を確認後、受付通知表を返送します。

7. その他

- （1）入札参加資格者名簿は、小浜市公式ホームページにおいて公表します。
- （2）有効期間中に申請の内容等に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してくだ
さい。
- （3）有効期間中に、納期限の到来している税の滞納がある場合は、資格取得後であつて
も資格を喪失する場合があります。
- （4）小浜市では、すべての競争入札（工事）を電子入札で実施しているため、入札に参
加するためには別途、電子入札システム利用者登録が必要です。くわしくは、小浜
市公式ホームページ（入札・契約－電子入札のページ）をご確認ください。